Ⅲ　研究グループ報告（最終報告）

配当財源枠決定メカニズムの国際的動向

主　　査：吉岡 正道（東京理科大学）
副　　査：徳前 元信（福井県立大学）　吉見　宏（北海道大学）
委　　員：梅田 勝利（九州共立大学）　大野 智弘（創価女子短期大学）
金子 友裕（東洋大学）　神納 樹史（新潟大学）
鈴木 一水（神戸大学）　徳田 行延（西武文理大学）
内藤 高雄（杏林大学）　長島　弘（立正大学）
野口 教子（高岡法科大学）　野田 秀三（桜美林大学）
研究協力者：笹部 峻市（大和総研）　末原　聡（東京理科大学）
山田 義樹（S&P Capital IQ）

要　旨

IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入る日本，アメリカは，安定型配当メカニズムを採ることを検証してきた。ただし，日本の場合，年度によっては，業績連動型配当メカニズムとのミックスで配当額を決めている。さらに，アメリカは，減益のときに安定型配当メカニズムを採り，増益のときに業績連動型配当メカニズムを採っている。

また，IFRS アドプション型会計の範疇に入るドイツ，フランス，イギリス，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採ることを検証してきた。まず，ドイツは，業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。つぎに，フランスも同様に業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。さらに，イギリスは，業績連動型配当メカニズムを採っている。なお，減益（2008 年度・2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。最後に，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採っている。

上述のことから，日本は，安定型配当メカニズムを採っているが，時として，業績連動型配当メカニズムを採っている。同様に，アメリカも安定型配当メカニズムを採っている。ただし，減益のときに限定される。また，ドイツ，フランス，イギリスも，業績連動型配当メカニズムを採っている。時として，減益のときに安定型配当メカニズムを採っている。

0　はじめに

International Accounting Standards Committee（国際会計基準委員会と訳し，IASC 略す）は 1973 年に発足し，2001 年には International Accounting Standards Board（国際会計基準審議会と訳し，IASB 略す）と改組された。International Financial Reporting Standards（国際財務報告基準と訳し，IFRS と略す）には，会社の経営実態を忠実に反映させるために，また，経営者の恣意性を排除するために，つぎの特徴がある。

①公正価値会計

②キャッシュ・フロー計算書の精緻化

③連結会計

したがって，IFRS をアドプションしている会計，すなわち，IFRS アドプション型会計（「図 0」参照）は，事業成長に基づく業績連動型配当メカニズムを採ることになる。また，IFRS にコンバージェンスしている会計，すなわち，IFRS コンバージェンス型会計（「図 0」参照）は，事業規模に基づく安定型配当メカニズムを採ることになる。

日本においては，IFRS と Accounting Standards Board of Japan（企業会計基準委員会と訳し，ASBJ と略す）の間で，いわゆる東京合意によって，IFRS とのコンバージェンスを目指すことになった。日本の金融庁は，2009 年に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」を報告した。この中間報告によると，IFRS の任意適用を 2010 年より開始するとし，早ければ 2015 年からの強制適用が想定されていた。ところが，2011 年に東北地方太平洋沖地震が発生し，それに誘発され，福島第一原子力発電所の事故が起きた。このような社会情勢の中で，2011 年に，自見庄三郎金融担当大臣（当時）は，IFRS の適用の方針について「少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えていない。」との見解を表明した。また，「強制適用する場合，決定から 5〜7 年程度の十分な準備期間の設定をおこなう。」との考えも示した。それでも，日本の金融庁は，2013 年に「総会・企画調整部会合同会議」を開催し，日本版 IFRS といわれる JP−IFRS の作成に言及した。日本の動向に強い影響を与えているアメリカにおいては，IASB と Financial Accounting Standards Board（アメリカ財務会計基準審議会と訳し，FASB と略す）の間で，2002 年に The Norwalk Agreement（ノーウォーク合意と訳す）によって，IFRS とのコンバージェンス・プロジェクトが開始された。IASB と FASB は，2006 年に Memorandum of Understanding（覚書と訳す）に合意し，2008 年までの短期コンバーシェンスの目標を設けた。Securities and Exchanges Commission（アメリカ証券取引委員会と訳し，SEC と略す）は，2009 年以降，一部の上場会社に IFRS の任意適用を認めた。しかし，その後，IFRS の早期適用を認める素案を取下げた。したがって，日本，アメリカは，IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入るので，安定型配当メカニズムを採る。

中国には，旧会計準則と新会計準則が併存している。新会計準則は，IFRS に類似している。2007 年からは，上場会社に強制適用された。これをもって，IFRS とのコンバージェンスがなされたといえる。したがって，論理として，中国は，IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入るので，安定型配当メカニズムを採ることになる。

European Union（欧州連合と訳し，EU

と略す）は，EU 領域内の上場会社に対し，2005 年以降，IFRS に基づく連結財務諸表の作成を義務付けた。また，韓国は，2011 年以降，Korea Accounting Institute（韓国会計基準院と略し，KAI と訳す）を制定した。韓国の上場会社は，いわゆる韓国版 IFRS（KR−IFRS と略す）に従って財務諸表を作成しなければならない。ここでの KR−IFRS は，IFRS との差異がまったくない。したがって，ドイツ，フランス，イギリス，韓国は，IFRS アドプション型会計の範疇に入るので，業績連動型配当メカニズムを採る。

上述のとおり，IFRS コンバージェンス型会計と IFRS アドプション型会計の配当メカニズムを検証するために，2007 年度から 2011 年度までの 5 年間にわたる財務データ（有配の会社）を Compustat から集める。

安定型配当メカニズムは，つぎのとおりである。

①税引前当期純利益が上がるときに，増配する会社の割合（以下，「増配会社率」という。）は，減配する会社の割合（以下，「減配会社率」という）よりも小さくなる。

②税引前当期純利益が下がるときに，増配会社率は減配会社率よりも大きくなる。

これに対し，業績連動型配当メカニズムは，つぎのとおりである。

①税引前当期純利益が上がるときに，増配会社率は減配会社率よりも大きくなる。

②税引前当期純利益が下がるときに，増配会社率は減配会社率よりも小さくなる。

また，配当額決定のメカニズムは，グローバルな経済状況によっても影響を受けるものと推定される。1994 年以降，日本，ドイツ，フランス，アメリカ，イギリス，中国，韓国は，つぎのとおり経済恐慌に見舞われた。

2001 年 9 月　アメリカ通貨危機
2003 年 3 月　イラク戦争勃発
2008 年 9 月　リーマン・ブラザーズ破綻
2008 年 10 月　世界金融危機

本章の研究目的は，つぎのとおりである。

①IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入る日本，アメリカは，安定型配当メカニズムを採ることを検証する。

②IFRS アドプション型会計の範疇に入る

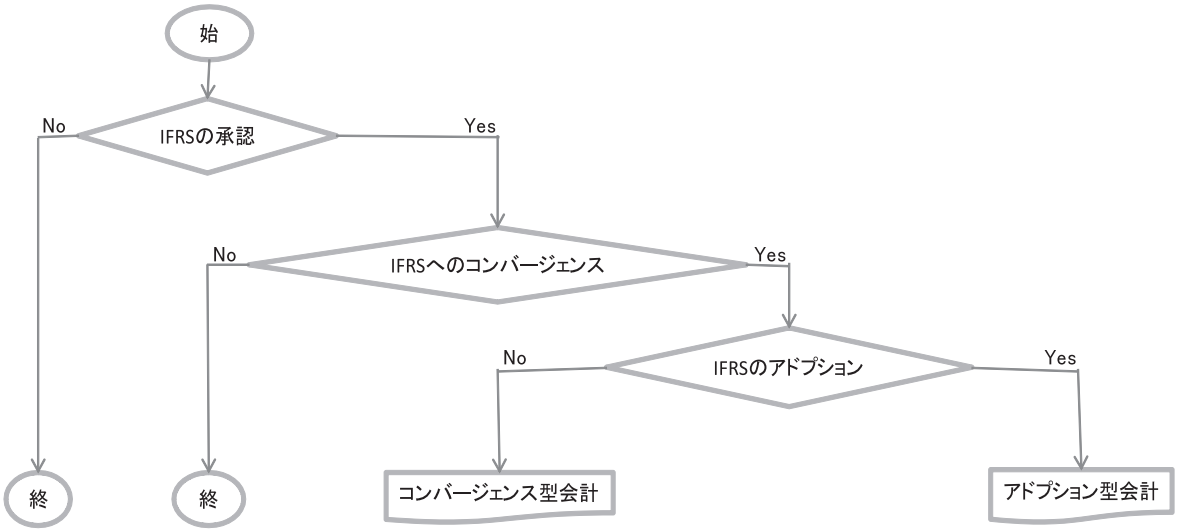

図 0　研究デザイン

ドイツ，フランス，イギリス，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採ることを検証する。

なお，中国は，財務データの信憑性に疑いがあると判断し，分析対象から外す。

Ⅰ　IFRSへのコンバージェンス型会計

安定型配当メカニズムは，事業成果の結果に拘わらず，事業規模に基づいて配当額を決める。したがって，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率が減配会社率よりも小さくなる。すなわち，増益会社は，増配を抑えることで，安定型配当を維持できる。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率が増配会社率よりも小さくなる。すなわち，減益会社は，減配を抑えることで，安定型配当を維持できる。

1　日本の配当メカニズム

2011年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（16.3%）は，減配会社率（17.6%）よりも小さい（「表1」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会社率（12.8%）は増配会社率（17.0%）より小さい。したがって，2011年度配当メカニズム（日本）は，安定型配当となる。

2010年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（20.6%）は，減配会社率（22.1%）よりも小さい（「表1−1」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会

表1　2011年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	418	522	940
		総和の %	16.1%	20.1%	36.2%
	減配会社	度数	333	456	789
		総和の %	12.8%	17.6%	30.4%
	増配会社	度数	442	423	865
		総和の %	17.0%	16.3%	33.3%
合計		度数	1,193	1,401	2,594
		総和の %	46.0%	54.0%	100.0%

表1−1　2010年度配当額と業績のクロス表（日本）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	329	476	805
		総和の %	13.1%	18.9%	32.0%
	減配会社	度数	302	557	859
		総和の %	12.0%	22.1%	34.2%
	増配会社	度数	334	517	851
		総和の %	13.3%	20.6%	33.8%
合計		度数	965	1,550	2,515
		総和の %	38.4%	61.6%	100.0%

社率（12.0%）は，増配会社率（13.3%）よりも小さい。したがって，2010 年度配当メカニズム（日本）は，安定型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（9.2%）は，減配会社率（27.1%）よりも小さい（「表 1−2」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会社率（23.5%）は，増配会社率（12.9%）よりも大きい。したがって，2009 年度配当メカニズム（日本）において，増益のときは安定型配当，減益のときは業績連動型配当となる。

減益のときに減配するのは，2008 年 9 月のリーマン・ショックによる影響であるといわれている。2008 年末の株価は，前年末の株価と比べて 71.7%下落している（「表 1−3」‘Graph1’参照）。したがって，減益のときに減配し，かつ増益のときにも増配せず，株主への配当額を減らした。このことによって，会社の体力を保存したといえる。

2008 年度配当メカニズム（日本）をみる

表 1−2　2009 年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	303	382	685
		総和の %	12.1%	15.2%	27.3%
	減配会社	度数	590	681	1271
		総和の %	23.5%	27.1%	50.6%
	増配会社	度数	325	231	556
		総和の %	12.9%	9.2%	22.1%
合計		度数	1,218	1,294	2,512
		総和の %	48.5%	51.5%	100.0%

表 1−3　Japan TOPIX (Unit: US$)

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/28	860	15.3%
2011/12/30	729	−23.4%
2010/12/30	899	−1.0%
2009/12/30	908	5.3%
2008/12/30	859	−71.7%
2007/12/28	1,476	−13.9%

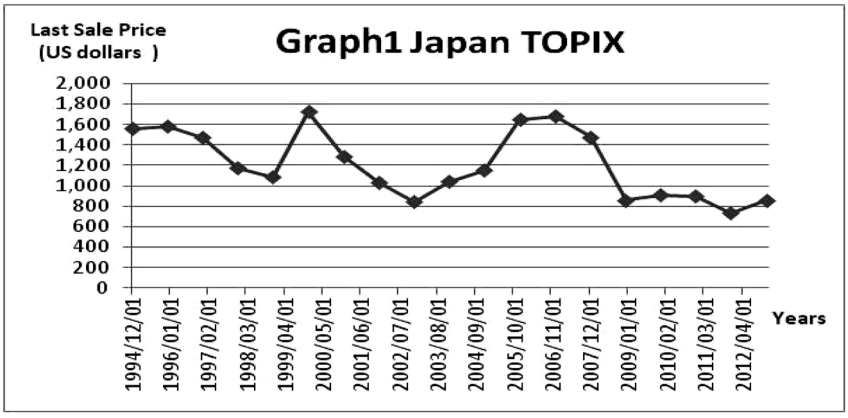

表 1-4　2008 年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	523	196	719
		総和の %	19.8%	7.4%	27.2%
	減配会社	度数	378	171	549
		総和の %	14.3%	6.5%	20.7%
	増配会社	度数	1125	255	1380
		総和の %	42.5%	9.6%	52.1%
合計		度数	2,026	622	2,648
		総和の %	76.5%	23.5%	100.0%

と，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（9.6%）は，減配会社率（6.5%）よりも大きい（「表 1-4」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会社率（14.3%）は，増配会社率（42.5%）よりも小さい。したがって，2008 年度配当メカニズム（日本）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（29.0%）が減配会社率（8.4%）よりも大きい（「表 1-5」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（12.2%）が増配会社率（27.6%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（日本）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

2　アメリカの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（31.3%）が減配会社率（13.0%）よりも大きい（「表 1-6」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（14.6%）が増配会社率（18.8%）よりも小さい。したがって，2011 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（27.1%）が減配会社率

表 1-5　2007 年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	326	298	624
		総和の %	11.9%	10.9%	22.8%
	減配会社	度数	334	231	565
		総和の %	12.2%	8.4%	20.6%
	増配会社	度数	756	793	1549
		総和の %	27.6%	29.0%	56.6%
合計		度数	1,416	1,322	2,738
		総和の %	51.7%	48.3%	100.0%

表 1-6　2011 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	81	105	186
		総和の %	9.7%	12.6%	22.2%
	減配会社	度数	122	109	231
		総和の %	14.6%	13.0%	27.6%
	増配会社	度数	157	262	419
		総和の %	18.8%	31.3%	50.1%
合計		度数	360	476	836
		総和の %	43.1%	56.9%	100.0%

表 1-7　2010 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	53	124	177
		総和の %	6.7%	15.8%	22.5%
	減配会社	度数	101	196	297
		総和の %	12.8%	24.9%	37.8%
	増配会社	度数	99	213	312
		総和の %	12.6%	27.1%	39.7%
合計		度数	253	533	786
		総和の %	32.2%	67.8%	100.0%

（24.9%）よりも大きい（「表 1-7」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（12.8%）が増配会社率（12.6%）よりも若干大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（アメリカ）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（16.1%）が減配会社率（14.7%）よりも大きい（「表 1-8」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（21.6%）が増配会社率（24.7%）よりも小さい。したがって，2009 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，前年末の株価と比べて 62.6%下落している。その後，早い段階で，回復している（「表 1-9」‘Graph1-1’参照）。したがって，アメリカの場合，配当額を決める際に，リーマン・ショックによる影響をあまり受けていないといえる。

2008 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（20.1%）が減配会社率（8.4%）よりも大きい（「表 1-10」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（19.8%）が増配会社率（32.8%）よりも小さい。したがって，2008 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（アメリカ）を

表 1-8　2009 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	113	62	175
		総和の %	14.8%	8.1%	22.9%
	減配会社	度数	165	112	277
		総和の %	21.6%	14.7%	36.3%
	増配会社	度数	189	123	312
		総和の %	24.7%	16.1%	40.8%
合計		度数	467	297	764
		総和の %	61.1%	38.9%	100.0%

表 1-9　America S&P 500（Unit: US$）

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/31	1,426	11.8%
2011/12/30	1,258	0.0%
2010/12/31	1,258	11.3%
2009/12/31	1,115	19.0%
2008/12/31	903	-62.6%
2007/12/31	1,468	3.4%

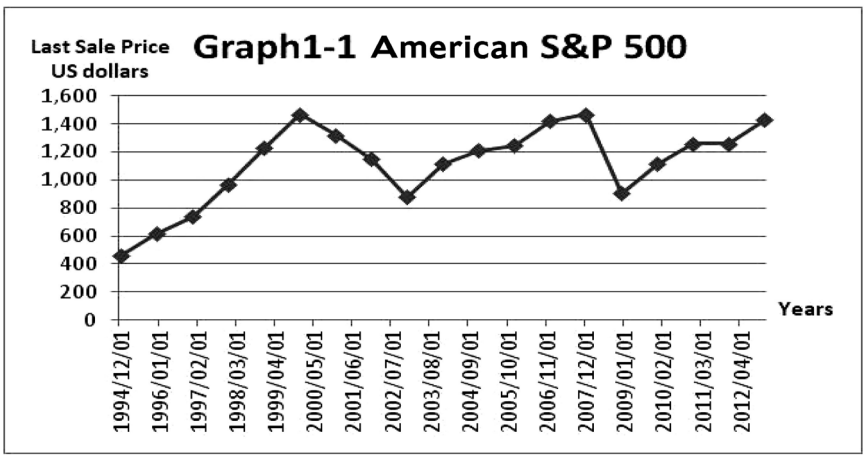

表 1-10　2008 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	85	67	152
		総和の %	10.6%	8.4%	19.0%
	減配会社	度数	159	67	226
		総和の %	19.8%	8.4%	28.2%
	増配会社	度数	263	161	424
		総和の %	32.8%	20.1%	52.9%
合計		度数	507	295	802
		総和の %	63.2%	36.8%	100.0%

表 1-11　2007 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	12	16	28
		総和の %	1.3%	1.7%	3.0%
	減配会社	度数	118	92	210
		総和の %	12.7%	9.9%	22.6%
	増配会社	度数	257	433	690
		総和の %	27.7%	46.7%	74.4%
合計		度数	387	541	928
		総和の %	41.7%	58.3%	100.0%

みると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（46.7%）が減配会社率（9.9%）よりも大きい（「表 1-11」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（12.7%）が増配会社率（27.7%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

Ⅱ　IFRS のアドプション型会計

業績連動型配当メカニズムは，事業規模に拘わらず，事業成果に基づいて配当額を決める。したがって，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率が減配会社率よりも大きくなる。すなわち，増益会社は，増配し，業績連動型を維持できる。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率が増配会社率よりも大きくなる。すなわち，減益会社は，減配し業績連動型配当を維持できる。

1　ドイツの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（ドイツ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（36.7%）が減配会社率（7.6%）よりも大きい（「表 2」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（26.6%）が増配会社率（7.6%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（ドイツ）をみ

表 2　2011 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	19	15	34
		総和の %	12.0%	9.5%	21.5%
	減配会社	度数	42	12	54
		総和の %	26.6%	7.6%	34.2%
	増配会社	度数	12	58	70
		総和の %	7.6%	36.7%	44.3%
合計		度数	73	85	158
		総和の %	46.2%	53.8%	100.0%

表 2-1　2010 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	9	12	21
		総和の %	6.4%	8.6%	15.0%
	減配会社	度数	31	9	40
		総和の %	22.1%	6.4%	28.6%
	増配会社	度数	9	70	79
		総和の %	6.4%	50.0%	56.4%
合計		度数	49	91	140
		総和の %	35.0%	65.0%	100.0%

ると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（50.0%）が減配会社率（6.4%）よりも大きい（「表 2-1」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（22.1%）が増配会社率（6.4%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（ドイツ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（18.6%）が減配会社率（3.1%）よりも大きい（「表 2-2」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（41.9%）が増配会社率（18.6%）よりも大きい。したがって，2009 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，前年末の株価と比べて 40.4%下落している（「表 2-3」‘Graph 2’参照）。しかし，配当メカニズムを変更するほどの影響を与えていないといえる。

表 2-2　2009 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	14	9	23
		総和の %	10.9%	7.0%	17.8%
	減配会社	度数	54	4	58
		総和の %	41.9%	3.1%	45.0%
	増配会社	度数	24	24	48
		総和の %	18.6%	18.6%	37.2%
合計		度数	92	37	129
		総和の %	71.3%	28.7%	100.0%

表 2-3　German DAX (Unit: US$)

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/28	7,612	29.1%
2011/12/30	5,898	-14.7%
2010/12/30	6,914	16.1%
2009/12/30	5,957	23.8%
2008/12/30	4,810	-40.4%
2007/12/28	8,067	22.3%

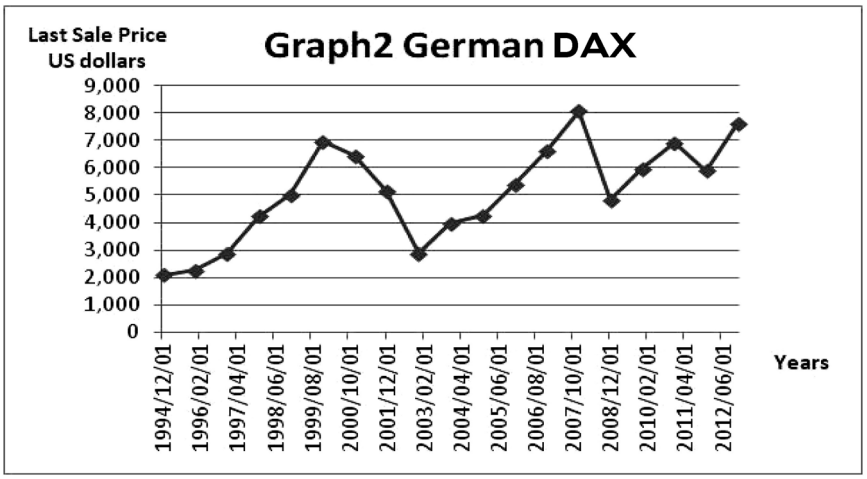

2008 年度配当メカニズム（ドイツ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（16.8%）が減配会社率（13.5%）よりも大きい（「表 2-4」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（49.7%）が増配会社率（6.5%）よりも大きい。したがって，2008 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（ドイツ）をみ

表 2-4　2008 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	11	10	21
		総和の %	7.1%	6.5%	13.5%
	減配会社	度数	77	21	98
		総和の %	49.7%	13.5%	63.2%
	増配会社	度数	10	26	36
		総和の %	6.5%	16.8%	23.2%
合計		度数	98	57	155
		総和の %	63.2%	36.8%	100.0%

表 2-5　2007 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	16	10	26
		総和の %	9.7%	6.1%	15.8%
	減配会社	度数	10	9	19
		総和の %	6.1%	5.5%	11.5%
	増配会社	度数	25	95	120
		総和の %	15.2%	57.6%	72.7%
合計		度数	51	114	165
		総和の %	30.9%	69.1%	100.0%

ると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（57.6%）が減配会社率（5.5%）よりも大きい（「表 2−5」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（6.1%）が増配会社率（15.2%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（ドイツ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2　フランスの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（28.8%）が減配会社率（18.2%）よりも大きい（「表 2−6」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（30.3%）が増配会社率（4.5%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（40.9%）が減配会社率（18.2%）よりも大きい（「表 2−7」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（22.7%）が増配会社率（6.1%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（22.5%）が減配会社率（3.4%）よりも大きい（「表 2−8」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，

表 2−6　2011 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	7	5	12
		総和の %	10.6%	7.6%	18.2%
	減配会社	度数	20	12	32
		総和の %	30.3%	18.2%	48.5%
	増配会社	度数	3	19	22
		総和の %	4.5%	28.8%	33.3%
合計		度数	30	36	66
		総和の %	45.5%	54.5%	100.0%

表 2−7　2010 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	1	7	8
		総和の %	1.5%	10.6%	12.1%
	減配会社	度数	15	12	27
		総和の %	22.7%	18.2%	40.9%
	増配会社	度数	4	27	31
		総和の %	6.1%	40.9%	47.0%
合計		度数	20	46	66
		総和の %	30.3%	69.7%	100.0%

減配会社率（32.6%）が増配会社率（20.2%）よりも大きい。したがって，2009年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2008年9月のリーマン・ショックにより，2008年末の株価は，前年末の株価よりも74.5%下落している（「表2−9」‘Graph2−1’参照）。しかし，配当メカニズムを変更するほどの影響を与えていないといえる。

2008年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（17.5%）が減配会社率（7.3%）よりも大きい（「表2−10」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（49.2%）が増配会社率（10.2%）よりも大きい。したがって，2008年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2007年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっていると

表2−8　2009年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	11	8	19
		総和の %	12.4%	9.0%	21.3%
	減配会社	度数	29	3	32
		総和の %	32.6%	3.4%	36.0%
	増配会社	度数	18	20	38
		総和の %	20.2%	22.5%	42.7%
合計		度数	58	31	89
		総和の %	65.2%	34.8%	100.0%

表2−9　France CAC 40（Unit: US$）

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/31	3,641	13.2%
2011/12/30	3,160	−20.4%
2010/12/31	3,805	−3.5%
2009/12/31	3,936	18.2%
2008/12/31	3,218	−74.5%
2007/12/31	5,614	1.3%

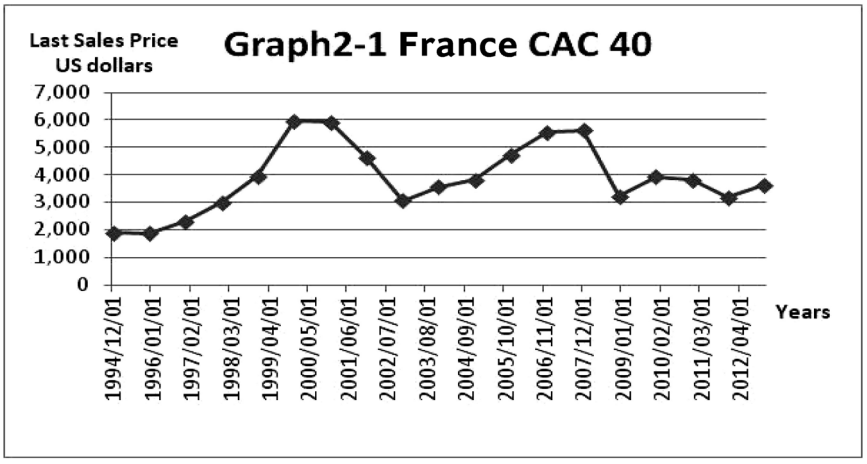

表 2-10　2008 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	18	10	28
		総和の %	10.2%	5.6%	15.8%
	減配会社	度数	87	13	100
		総和の %	49.2%	7.3%	56.5%
	増配会社	度数	18	31	49
		総和の %	10.2%	17.5%	27.7%
合計		度数	123	54	177
		総和の %	69.5%	30.5%	100.0%

表 2-11　2007 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	14	11	25
		総和の %	6.8%	5.4%	12.2%
	減配会社	度数	13	9	22
		総和の %	6.3%	4.4%	10.7%
	増配会社	度数	31	127	158
		総和の %	15.1%	62.0%	77.1%
合計		度数	58	147	205
		総和の %	28.3%	71.7%	100.0%

きは，増配会社率（62.0%）が減配会社率（4.4%）よりも大きい（「表 2-11」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（6.3%）が増配会社率（15.1%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（フランス）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

3　イギリスの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（36.8%）が減配会社率（10.0%）よりも大きい（「表 2-12」参照）。

表 2-12　2011 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	24	22	46
		総和の %	7.1%	6.5%	13.5%
	減配会社	度数	77	34	111
		総和の %	22.6%	10.0%	32.6%
	増配会社	度数	58	125	183
		総和の %	17.1%	36.8%	53.8%
合計		度数	159	181	340
		総和の %	46.8%	53.2%	100.0%

表 2-13　2010 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	21	35	56
		総和の %	6.7%	11.2%	17.9%
	減配会社	度数	63	29	92
		総和の %	20.1%	9.3%	29.4%
	増配会社	度数	43	122	165
		総和の %	13.7%	39.0%	52.7%
合計		度数	127	186	313
		総和の %	40.6%	59.4%	100.0%

これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（22.6%）が増配会社率（17.1%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（イギリス）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（39.0%）が減配会社率（9.3%）よりも大きい（「表 2-13」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（20.1%）が増配会社率（13.7%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（イギリス）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（31.6%）が減配会社率（9.3%）よりも大きい（「表 2-14」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（24.9%）が増配会社率（26.2%）よりも小さい。したがって，2009 年度配当メカニズム（イギリス）にお

表 2-14　2009 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	12	13	25
		総和の %	3.8%	4.2%	8.0%
	減配会社	度数	78	29	107
		総和の %	24.9%	9.3%	34.2%
	増配会社	度数	82	99	181
		総和の %	26.2%	31.6%	57.8%
合計		度数	172	141	313
		総和の %	55.0%	45.0%	100.0%

表 2-15　Britain FTSE 100 (Unit: US$)

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/31	5,898	5.5%
2011/12/30	5,572	-5.9%
2010/12/31	5,900	8.3%
2009/12/31	5,413	18.1%
2008/12/31	4,434	-45.6%
2007/12/31	6,457	3.7%

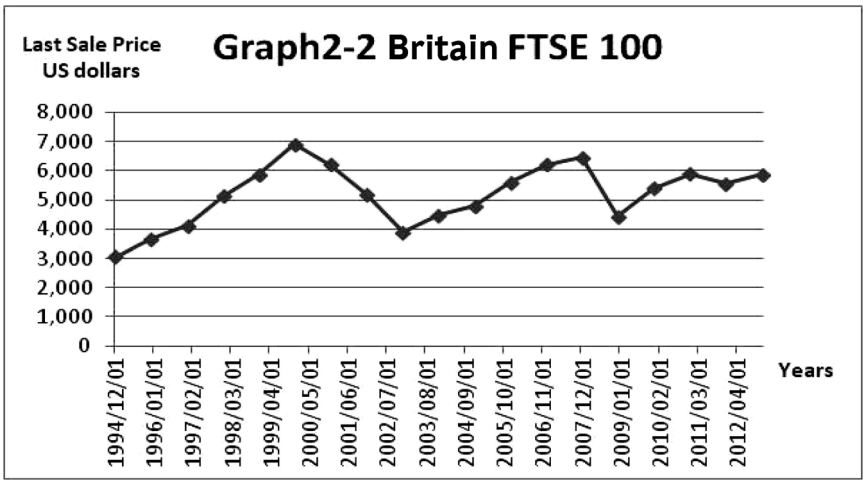

いて，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，2007 年末の株価と比べると 45.6%下落している（「表 2−15」‘Graph 2−2’ 参照）。減益のときに増配し，株主離れを防ごうとしたといえる。

2008 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（14.8%）が減配会社率

表 2−16　2008 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	23	12	35
		総和の %	6.3%	3.3%	9.6%
	減配会社	度数	193	48	241
		総和の %	52.9%	13.2%	66.0%
	増配会社	度数	35	54	89
		総和の %	9.6%	14.8%	24.4%
合計		度数	251	114	365
		総和の %	68.8%	31.2%	100.0%

表 2−17　2007 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	17	3	20
		総和の %	4.8%	0.8%	5.6%
	減配会社	度数	21	16	37
		総和の %	5.9%	4.5%	10.4%
	増配会社	度数	62	238	300
		総和の %	17.4%	66.7%	84.0%
合計		度数	100	257	357
		総和の %	28.0%	72.0%	100.0%

（13.2%）よりも大きい（「表 2−16」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（52.9%）が増配会社率（9.6%）よりも大きい。したがって，2008 年度配当メカニズム（イギリス）は，業績連動型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（66.7%）が減配会社率（4.5%）よりも大きい（「表 2−17」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（5.9%）が増配会社率（17.4%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（イギリス）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

4　韓国の配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（15.3%）が減配会社率（12.9%）よりも大きい（「表 2−18」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（45.0%）が増配会社率（10.0%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（23.0%）が減配会社率（13.0%）よりも大きい（「表 2−19」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（31.3%）が増配会社率（8.2%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

表 2−18　2011 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	80	48	128
		総和の %	10.5%	6.3%	16.8%
	減配会社	度数	342	98	440
		総和の %	45.0%	12.9%	57.9%
	増配会社	度数	76	116	192
		総和の %	10.0%	15.3%	25.3%
合計		度数	498	262	760
		総和の %	65.5%	34.5%	100.0%

表 2−19　2010 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	79	98	177
		総和の %	10.9%	13.6%	24.5%
	減配会社	度数	226	94	320
		総和の %	31.3%	13.0%	44.3%
	増配会社	度数	59	166	225
		総和の %	8.2%	23.0%	31.2%
合計		度数	364	358	722
		総和の %	50.4%	49.6%	100.0%

表 2-20　2009 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	68	75	143
		総和の %	10.9%	12.0%	23.0%
	減配会社	度数	170	82	252
		総和の %	27.3%	13.2%	40.4%
	増配会社	度数	52	176	228
		総和の %	8.3%	28.3%	36.6%
合計		度数	290	333	623
		総和の %	46.5%	53.5%	100.0%

表 2-21　South Korean KOSPI（Unit: US$）

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/28	1,997	8.6%
2011/12/29	1,826	-12.3%
2010/12/30	2,051	18.0%
2009/12/30	1,683	33.2%
2008/12/30	1,124	-68.7%
2007/12/28	1,897	24.4%

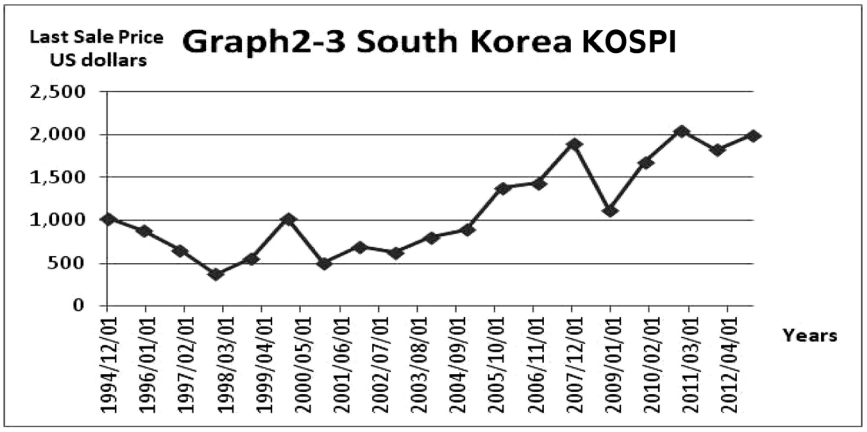

2009 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（28.3%）が減配会社率（13.2%）よりも大きい（「表 2-20」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（27.3%）が増配会社率（8.3%）よりも大きい。したがって，2009 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，2007 年末の株価と比べて 68.7%下落している（「表 2-1」‘Graph2-3’参照）。しかし，配当メカニズムを変更するほどの影響を与えていないといえる。

2008 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（10.4%）が減配会社率（18.5%）よりも小さい（「表 2-22」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（53.8%）が増配会社率（4.1%）よりも大きい。したがって，2008 年度配当

表 2-22　2008 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	50	33	83
		総和の %	8.0%	5.3%	13.2%
	減配会社	度数	338	116	454
		総和の %	53.8%	18.5%	72.3%
	増配会社	度数	26	65	91
		総和の %	4.1%	10.4%	14.5%
合計		度数	414	214	628
		総和の %	65.9%	34.1%	100.0%

表 2-23　2007 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	73	90	163
		総和の %	9.8%	12.1%	21.8%
	減配会社	度数	138	53	191
		総和の %	18.5%	7.1%	25.6%
	増配会社	度数	94	298	392
		総和の %	12.6%	39.9%	52.5%
合計		度数	305	441	746
		総和の %	40.9%	59.1%	100.0%

メカニズム（韓国）は，業績連動型配当とならない。

2007 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（39.9%）が減配会社率（7.1%）よりも大きい（「表 2-23」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（18.5%）が増配会社率（12.6%）よりも大きい。したがって，2007 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

Ⅲ　おわりに

以上，IFRS コンバージェンス型会計および IFRS アドプション型会計の配当メカニズムを検討してきた。

IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入る日本，アメリカは，安定型配当メカニズムを採ることを検証してきた。ただし，日本の場合，年度によっては，業績連動型配当メカニズムとのミックスで配当額を決めている。また，アメリカは，減益のときに安定型配当メカニズムを採り，増益のときに業績連動型配当メカニズムを採っている。

IFRS アドプション型会計の範疇に入るドイツ，フランス，イギリス，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採ることを検証してきた。まず，ドイツは，業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。つぎに，フランスも同様に業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。さらに，イギリスは，

業績連動型配当メカニズムを採っている。なお，減益（2008年度・2007年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。最後に，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採っている。

上述のことから，日本は，安定型配当メカニズムを採っているが，時として，業績連動型配当メカニズムを採っている。同様に，アメリカも安定型配当メカニズムを採っている。ただし，減益のときに限定される。また，ドイツ，フランス，イギリスも，業績連動型配当メカニズムを採っているが，時として，減益のときに安定型配当メカニズムを採っている。

【参考文献】

（1）ANC［2010］*Plan strategique ANC 2010−2011.*
（2）安藤英義［2006］「資本概念の変化」『企業会計』第58巻第9号，pp. 1366−1373。
（3）有限責任あずさ監査法人中国事業室／KPMG編［2012］『中国子会社の投資・会計・税務』中央経済社。
（4）Bainbridge, M. Stephen［2009］*Corporate Law*, 2nd ed., Foundation Press.
（5）*CCH Worldwide Business Tax Guide.*
（6）近田典行［1990］「イギリス会社法上の分配可能利益とTFVの関係について」『経理知識』通号69巻　明治大学国家試験指導センター経理研究所，pp. 59−75。
（7）中国人民共和国財政部［2006］『企業会計準則2006』。
（8）中国人民共和国財政部［2012］『小企業会計準則2012』。
（9）中国証監会［2012］「上場企業現金配当に関する事項をさらに着実におこなう通知について」（http://business.sohu.com/20120509/n342786066.shtml）。
（10）中央青山監査法人・三逸会計法人［2002］『韓国の会計基準－日韓最新制度の完全比較』中央経済社。
（11）中小企業庁事業環境部財務課［2010］『諸外国における会計制度の概要』。
（12）Code de Commerce, Art. L. 232−11.
（13）Conseil National Comptabilité［2010］*P.C.G.* 1982.
（14）Corporate Laws Committee［2011］*Model Business Corporate Act: Official Text with Official Comments and Statutory Cross−References Revised through December 2010*, American Bar Association.
（15）『Tax&Law　国際税務の実務と対策』第一法規出版。
（16）深谷和広［2006］「英国配当決定指針案の改訂内容」『東邦学誌』第35巻第1号，pp. 105−121。
（17）呉性根［2009］「韓国資本市場法に関する考察－日本法との比較－」『季刊 企業と法創造－特集・雇用と社会保障の交錯－』通巻第18号。
（18）平松一夫編著［2007］:『国際財務会計報告論－会計基準の収斂と新たな展開－』中央経済社。
（19）法務省［2011］法務省令第13号『会社計算規則』2006年2月7日，最終改正終改正：2011年3月31日法務省令第六号。
（20）法務省［2009］法律第86号『会社法』2005年7月26日，最終改正2009年7月10日法律第74号。
（21）Hopt, Klaus J., Hanno Merkt, und Markus Roth.［2012］: *Handelsgesetzbuch: Beck'sche Kurz − Kommentare, Band 9, 35.Aufl.* München, Deutschland: Verlag C. H. Beck.
（22）法制審議会［2005］『会社法制の現代化に関する要綱』。
（23）Hüffer, Uwe［2012］*Aktiengesetz: Beck'sche Kurz − Kommentare, Band 53, 10.Aufl.* München, Deutschland: Verlag C. H. Beck.
（24）五十嵐邦正［2011a］「ドイツ会計制度における自己持分の会計処理」『商学集志』第81巻第1・2号，pp. 1−14。
（25）五十嵐邦正［2011b］「ドイツ改正商法における分配規制」『會計』第180巻第6号，pp. 1−13。
（26）五十嵐邦正［2010］「ドイツ商法における資本準備金」『商学集志』第80巻第1号，pp. 1−23。
（27）五十嵐邦正［2008］『資本会計制度論』森山書店。
（28）壱岐芳弘［2008］「会社法における資本剰余金と利益剰余金の区別」『産業経理』第l67巻第4号，pp. 39−48。
（29）稲見亨［2011］「ドイツにおける国際的会計基

準の適用と資本市場指向概念」『會計』第 180 巻第 5 号, pp. 57−70。
(30) 猪熊浩子［2009］「会計基準の国際化と配当可能利益の動向」『国際会計研究学会年報』2009 年度, pp. 99−109。
(31) Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques［2010］*Répertoire des Entreprises et des Etablissements− Sirene.*
(32) 笠井賢治［1990］『「韓国会計制度論」権泰殷』第 31 巻第 9 号, pp. 97−100。
(33) 木下勝一［1999］「商法会計法の形成－2 つの波－」佐藤博明編 1999『ドイツ会計の新展開』森山書店 pp. 15−48。
(34) 金淳錫［2012］「新たな企業類型（LLC, LP), 種類株式と社債制度」『季刊 企業と法創造－特集・韓国商法改正－』通巻第 32 号, pp. 39−50。
(35) 金喆印・辰巳憲一［1996］「韓国証券市場の仕組みと経緯」『学習院大学 経済論集』第 33 巻第 1 号, pp. 17−44。
(36) 近藤義雄［2011］『中国会計・税務』千倉書房。
(37) 近藤義雄［2012］『中国事業の会計税務』蒼蒼社。
(38) 胡丹［2012］「中国における中小企業会計 2011 についての一考察－国際的比較視点を用いながら－」『経済科学』第 59 巻第 4 号, pp. 115−127。
(39) 許延明［2007］「中国における会計不正問題に関する一考察」『関西大学商学論集』第 51 第 6 号, pp. 69−81。
(40) Lee H. Radebaugh, Sidney J. Gray, Ervin L. Black［2006］: “International Accounting and Multinational Enterprises”, John Wiley & Sons, Inc. ; 小津稚加子監訳［2007］『多国籍企業の会計－グローバル財務報告と基準統合』中央経済社。
(41) 増子敦仁［2006］「剰余金の会計」『企業会計』第 58 巻第 9 号, pp. 1392−1403。
(42) 松井泰則［2008］『国際会計の潮流－類型学説を中心とした各国会計関係論－』白桃書房。
(43) 水野真澄・斎藤孝史［2011］『改訂中国ビジネス会計税務用語集』キョーハンブックス。
(44) 森川八洲男［1993］「イギリス会社法における分配規制」『明治大学社会科学研究所紀要』第 31 巻第 2 号, pp. 121−137。
(45) 森川八洲男［1995］「EU における分配可能利益計算原則の一考察」『明治大学社会科学研究所紀要』第 33 巻第 2 号, pp. 211−226。
(46) 向伊知郎［2005］「配当規制と連結配当政策」『経営管理研究所紀要』第 12 号 pp. 43−60。
(47) 毛洪涛・万云編著［2004］『会計最新制度, 準則』立信会計出版社。
(48) 中村宣一朗・伊豫田隆俊・田村威文・斉野純子［2000］『イントロダクション国際会計』同文舘。
(49) 並木俊守・並木和夫［1992］『現代アメリカ会社法』中央経済社。
(50) 西崎賢治［2005］「中国上市公司の会計不正行為－特徴と方向性－」『三田商学研究』第 48 巻第 2 号, pp. 83−106。
(51) 日本公認会計士協会［2010］「租税調査会研究報告第 20 号　会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」『会計・監査ジャーナル』第 22 巻第 83 号, pp. 137−149。
(52) 野村健太郎・平松一夫監訳［1999］『国際会計入門』中央経済社。
(53) 大隅健一郎［1978］『商法総則〔新版〕』有斐閣。
(54) 大島正克［2006］「中国における企業会計制度の復活と発展－中国の企業会計の特質を探る－」『国際会計研究学会年報 2005 年度』。
(55) 李範燦［1994］志村治美監訳『韓国会社法論』晃洋書房。
(56) 李範燦・石井文廣編［2008］『大韓民国法概説』成文堂。
(57) 佐藤誠二［1999］「商法会計の法システム」佐藤誠二編『ドイツ会計の新展開』森山書店 pp. 49−97。
(58) 佐藤誠二［2007］「EU の会計統合戦略とドイツの対応－IAS/IFRS 適用に向けての会計基準のコンバージェンス（収斂化）－」佐藤誠二編『EU・ドイツの会計制度改革』森山書店。
(59) 篠原繁［2010］「2006 年イギリス会社法の資本維持規定」『創価経営論集』第 34 巻 第 2・3 合併号, pp. 91−100。
(60) 宋鐘俊［2012］「韓国の 2011 年改正会社法の大変化と課題」『季刊 企業と法創造－特集・韓国商法改正－』通巻第 32 号, pp. 16−26。
(61) 杉本徳栄・趙盛豹［2011］『事例分析 韓国企業の IFRS 導入』中央経済社。
(62) 高山朋子［2006］「会社法及び会社計算規則に基づく資本会計の諸問題」『東京経大学会誌』第 254 号, pp. 201−215。
(63) 高山朋子［2004］「法定準備金の取崩, 評価損益, 配当をめぐる主要問題」『東京経大学会誌』第 238 号, pp. 65−93。
(64) 瀧俊雄［2005］「韓国取引所の誕生」『資本市場クォータリー 』第 8 巻第 4 号, pp. 166−175。
(65) 田中久夫［2006］「株式会社における配当規制

の変換－新会社法成立による利益配当規制から剰余金配当規制への変化－」『作新経営論集』第 15 号, pp. 1−24。
(66) 山下寿文［2007］「中国会計基準のグローバル化への取り組み」『佐賀大学経済論集』第 40 巻第 2 号, pp. 1−19。
(67) 弥永真生［2006］「払込資本の会計」『企業会計』第 58 巻第 9 号, pp. 1381−1391。
(68) 吉岡正道・岩篤志・末原聡［2010］「剰余金の配当規制について－その他資本剰余金の取り崩しによる配当財源の確保－」『日本簿記学会年報』第 25 号, pp. 93−97。
(69) 吉岡正道・徳前元信・杉山晶子［2008］「会社法に関するアンケート調査研究－情報提供機能のための会計規制と配当可能限度額のための配当規制の乖離－」『産業経理』第 67 巻第 4 号, pp. 124−137。
(70) *World Accounting.*